調査の概要

1 医療施設調査

(1)調査の目的 医療施設 (医療法 (昭和23年法律第205号) に定める病院・診療所) の分布及

び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の

基礎資料を得ることを目的とする。

(2)調査の種類期間 医療施設静態調査 3年毎(直近平成29年10月1日)に実施し、詳細な実態を

把握する。

医療施設動態調査 静態調査の結果に開設、廃止等の状況を順次加減し、医療施設の状況を把握するものであり、平成30年10月1日から1年間の調査である。

(3)調査の対象 医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は

除く。

(4) 調査の事項 施設名、施設の所在地、開設者、許可病床数、その他関連する事項。

(5) 結果の集計 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)において行った。

2 病院報告

(1)報告の目的 病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎

資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の期間 平成31年1月1日~令和元12月31日

(3) 報告の対象 病院、療養病床を有する診療所

(4) 報告の事項 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等

(5) 結果の集計 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)において行った。

用語の解説

1 医療施設の種類

するものをいう。

一般診療所 : 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く。)であって、患者

の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。

歯科診療所 :歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人

以下の入院施設を有するものをいう。

2 病院の種類

精神科病院 :精神病床のみを有する病院

一般病院:上記以外の病院(平成10年までは伝染病院も除く)

(再掲) 地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院 (医療法第4条)

3 病床の種類

精神病床:精神疾患を有する者を入院させるための病床

感染症病床 : 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114

号)に規定する一類感染症、二類感染症(結核を除く。)、新型インフルエンザ等感染症

及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床

結核病床 : 結核の患者を入院させるための病床

療養病床:病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く。)又は一般診療所の病床のうち主

として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床

一般病床 : 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

4 在院患者 :病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日24時現在在院している患者をいう。

5 新入院患者・退院患者:毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日の

うちに退院した患者も含む。

6 外来患者 : 新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者

が2つ以上の診療科で診察を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの

診療科の外来患者として取扱う。

7 1日平均在院患者数 = 年間在院患者延数 (※1 令和元年は365日)

当該年の年間日数 ※1

8 1日平均外来患者数 = 年間外来患者延数

当該年の年間日数 ※1

9 病床利用率 = 年間在院患者延数

(月間日数×月末病床数) の1月~12月の合計 ×100

10 平均在院日数 = 年間在院患者延数

1/2×(年間新入院患者数+年間退院患者数)

ただし、療養病床については次式による。

= 年間在院患者延数

1/2(年間新入院 + 年間同一医療機関内の他の +年間退院 + 年間同一医療機関の他の) 患者数 病床から移された患者数 患者数 病床へ移された患者数

利用上の注意

- (1) 小数点以下については小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (2) 人口10万対等比率算出のために用いた人口は、国・県の人口については総務省統計局公表「人口推計(令和元年10月1日現在)」。市町村については、茨城県政策企画部統計課公表「茨城県常住人口調査結果報告書(令和元年10月1日現在)」。
- (3) 表章記号の規約

計数のない場合 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 統計項目があり得ない場合 比率が微少 (0.05未満) の場合 0.0 減少数又は減少率を意味する場合

結果の概要

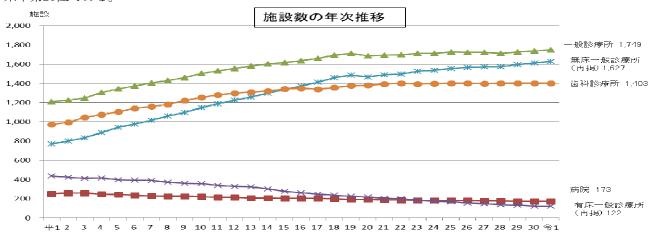
令和元月10月1日現在における県内の医療施設総数は3,381施設で、そのうち「休止・1年以上休診中」の施設を除いた活動中の施設は3,325施設であり、以下の内容は「活動中の施設」について取りまとめたものである。

1 施設の種類別にみた施設数

病院は173施設で、前年と同数であった。人口10万対では6.0で全国の6.6より低く全都道府県中第33位である。 療養病床を有する病院は80施設で、前年より1施設増加した。老年人口10万対では9.5で全国の10.2より低 く、全都道府県中第27位である。

一般診療所は1,749施設で、前年より11施設増加した。うち有床診療所は、122施設で7.0%を占めている。人口10万対施設数は61.2で、全国の81.3より低く全都道府県中第45位である。

歯科診療所は1,403施設で、前年より3施設増加した。人口10万対では49.1で、全国の54.3より低く全都道府県中第26位である。



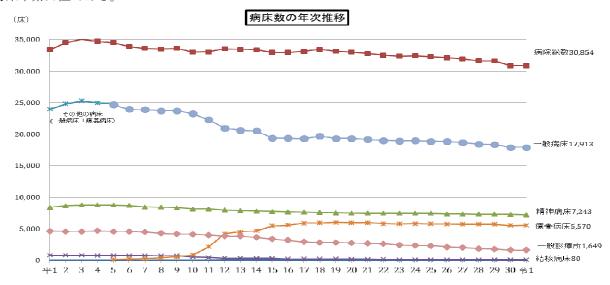
2 病床の種類別にみた病床数

病院の病床数は30,854床で、前年に比べ1床減少した。人口10万対では1,078.8で全国の1,212.1より低く、 全都道府県中第39位である。

一般病床は17,913床で、前年に比べ12床減少した。人口10万対では626.3で全国の703.7より低く、全都道府県中第39位である。

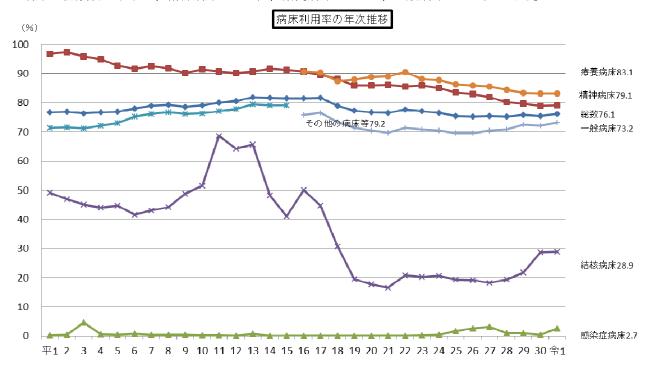
療養病床は5,570床で、前年に比べ60床増加した。老年人口10万対では660.7で全国の859.5より低く、全都道府県中第36位である。

一般診療所の病床は1,649床で、前年と同数であった。人口10万対では57.7で全国の72.0より低く、全都道府県中第30位である。



3 病院の病床利用率

年平均病床利用率は76.1%で、前年より0.6%増加した。 病床の種類別にみると、精神病床は79.1%、療養病床は83.1%、一般病床は73.2%である。



4 病院の平均在院日数

平均在院日数は26.5日で、前年に比べ0.3日短くなっている。 病床の種類別にみると、精神病床は339.9日、結核病床63.5日、療養病床は126.6日、一般病床は 15.6日である。

